



岐阜北週報

7月

<input type="checkbox"/> 題字	永瀬 章	<input type="checkbox"/> 会長	永瀬 章	
<input type="checkbox"/> 例会	毎週水曜	<input type="checkbox"/> 副会長	前田 吉彦	2017-2018
<input type="checkbox"/> 会場	岐阜都ホテル	<input type="checkbox"/> 幹事	西垣 康紀	No.1683
		会報委員長	安藤 重広	17.7.29発行

前回の記録	本日の予定	次回の予定
第 1682 回 例会 7/19 (水) クラブフォーラム (1) 100万\$ 担当：出席委員会	第 1683 回 例会 7/29 (土) クラブアッセンブリー (2) ガバナー公式訪問 I・MA分区合同 (26日繰り下げ) 担当：会長・幹事	第 1684 回 例会 8/2 (水) 慶祝行事 クラブフォーラム (2) 担当：会員増強委員会

会長挨拶



会長挨拶を兼ね、先日ありました第1回ロータリー財団研修セミナーの報告をいたします。研修に行ったときは、必ずその報告をクラブ会員にしなさいとのことでした。当クラブからは私一人の参加であった為、眠っていただけません。また、岐阜北の場合、いつも席は最前列の真ん中近くです。点鐘に続き、ガバナー挨拶がありました。その後特別講演として、特定非営利活動法人 国連UNHCR協会の中村 恵氏による、『元ロータリー財団奨学生と国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)』というテーマでした。その中では、ロータリー財団の奨学生がその就学期間終了後、国際社会のいたるところに発生している難民の救済などに従事している姿をパワーポイントを使いながら紹介されました。緒方貞子第8代国連難民高等弁務官も国際親善奨学生であった。それにあこがれ多くの奨学生、特に女性が多くUNHCRに携わった例

会長挨拶 続き

が紹介されました。7例の一番最後に紹介された方がわが岐阜北RCが2000年に派遣した神山 由紀子さんでした。私自身には、なんとなくそう言えよという感覚でした。我がクラブで知っている人は少ないのでは？2001年にオーストラリアに留学した後ロシア、アフガニスタン、パキスタン、ネパール、ヨルダンに赴任しました。2016年からはヨルダンのアンマンにて上級インターエージェンシー調整担当官として、難民保護に関する研修の指導をしているとの紹介でした。

ロータリー財団の寄付と思うと、つつい、無理やりさせられている思いでしたが、今日の話を知るとそのような形で財団への寄付が生かされていると思うと、改めて考えなおす思いでした。講演後、講師の中村 恵氏に神山さんに連絡されるようなことがあれば、何か北クラブでお力になれるようなことがあれば、ご連絡ください、とお話ししました。

この後、各委員会からの説明がありました。資金推進小委員会からは年次基金寄付は例年通り150ドル、使途指定寄付 (ポリオプラス) 30ドルをお願いしていました。財団補助金小委員会からは補助金の仕組みや、その流れ、そして、今から企画を考え、地区に合ったロータリーらしい事業を考えてください。そして地区から世界へ、グローバル補助金に挑戦してくださいと結ばれました。

出席報告（敬称略）

会員数：30名
 出席数：26/30名
 出席率：86.67%
 欠席者：4名（出席免除2名 93.33%）

ニコニコBOX（敬称略）

森本 時夫：片桐会員の友情に感謝

委員会・同好会報告事項（敬称略）

- ・社会奉仕委員長 小森会員
 長良川を美しくしよう運動開催のご案内
 ・平成29年8月6日（日）
 ・午前6時30分～
 岐阜グランドホテル前駐車場で行いますので、
 多数のご参加をお待ちしています。
 ＊前日の花火大会の延期の場合は、8月27
 日に延期します。

幹事報告事項

- * 次回は、7月29日（土）
 岐阜グランドホテルでガバナー公式訪問
 I・MA分区合同（26日繰り下げ）ですの
 で、宜しくお願い致します。
- * 新入会員の異議申し立てのある方は、担当者
 にご連絡下さい。
- * 2017～2018年度 地区大会のご案内
 をお配りしましたので出・欠席を記載し提出
 して下さい。
 （出席要請者の方は、出席もしくは代役をお
 願い致します。）
 7月 理事会 議事録につきましても引き出
 しにございますのでご覧下さい。

例会行事（敬称略）

- ・出席報告委員長 森本会員



例会行事 続き

岐阜北ロータリー・クラブ定款・細則・内規
 （案）について

定款第8条 出席

第1節～3節

細則の第2節～3節・第14条をお手元の資料
 をもとにお話をされましたので、ご一読下さい。

（別紙参照）

ゴルフ同好会（敬称略）

開催日：2017年7月20日（木）

場 所：やまがたゴルフ倶楽部

- | | | | |
|------|----|----|-------|
| 1. 優 | 勝： | 岡田 | 一二三 |
| 2. 準 | 優 | 勝： | 山口 八郎 |
| 3. 3 | 位： | 岡田 | 忍 |

	GROSS	HDCP	NET
1.	99	32	67
2.	92	22	70
3.	105	35	70

ドラコン	NO.	9	辻	博
	NO.	15	林	隆行

ニアピン	NO.	3	辻	博
	NO.	6	岡田	忍
	NO.	12	片桐	順一郎
	NO.	16	岡田	一二三

平和賞			山口	八郎
-----	--	--	----	----

大波小波			林	隆行
------	--	--	---	----



ゴルフ同好会 続き

- ・長良観光ホテル石金にて
総会及び表彰式懇親会です。



次回例会のご案内

第1684回 例会 8月2日(水)
慶祝行事
クラブフォーラム(2)

担当者：会員増強委員会

会報・広報 7月担当 安藤 重広

資料 1

第8条 出席

第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。会員が、例会に出席したものとみなされるには、例会の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
 - (2) ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊、あるいは仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、R I 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、R I 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、R I 理事会またはR I 理事会を代行するR I 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R I の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、R I 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
 - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
 - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること。または、
 - (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
 - (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

第2節 転勤による長期の欠席。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 理由のある欠席。次のような場合、出席既定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

資料 2

岐阜北ロータリークラブ細則

第2節 例会

本クラブの例会は、毎週水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。

第3節 出席

本クラブの会員は、名誉会員を除き、本クラブの定款の定めに基づき条件を満たした出席が、出席免除者を含め内規に記載した計算式によって報告され、記録されるものとする。

第14条 出席義務規定の免除

会員は、本クラブ定款第12条第3節の定めによる出席規定の免除を受けようとするときは、理事会に対して文書を以て、申請しなければならない。

また、本クラブ定款第12条第3節の定めによる出席規定の免除を受けようとするときは、理事会に対して文書をもって、申請することによって、理事会の承認を得て出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。ただし、このような出席義務規定の免除は出席同様にみなされるものではない。

本クラブ定款第12条第3節の定めによる出席規定の免除は、会員身分喪失を防ぐための救済的処置として認めるものと解釈する。

2017年4月5日 改訂理事会承認

付 則

1. この細則の改正は、平成18年7月1日より施行する。
2. この細則の改正は、平成23年7月1日より施行する。
3. この細則の改正は、平成29年7月1日より施行する。

資料3

岐阜北ロータリークラブ内規

第4項 出席率計算

1. 例会の出席率計算は、次の計算式によって計算され、報告し記録されるものとする。

$$\frac{\text{当日出席した正会員数}}{\text{(全会員数) - (当日欠席した免除適用を受けた正会員数)}} \times 100$$

2. 定款第12条第3節(b)による出席免除者については、別途出席率を計算する。

$$\frac{\text{当日出席した出席免除会員数}}{\text{出席免除会員数}} \times 100$$

第5項 表彰規程

1. 出席表彰

- (1) 年度間出席最高の者(メーキャップを含む)及び年度間ホームクラブ出席100%の者を対象とする。表彰は、新年度初月第1例会に発表し、相当額の記念品を贈呈する。

(注) 次の場合はメーキャップをもってホームクラブ出席とみなす。

* 会務のため例会を欠席した場合

* 地区行事等で例会変更した場合の出席免除者がその例会に欠席した場合

- (2) 1か年以上連続して100%以上の出席の者を対象とする。表彰は、毎月の第1例会に発表し、下記の通りそれぞれの記念品を贈呈する。
この場合の起算日は、入会又は欠席した翌月第1例会よりとし、2年以上連続100%以上の出席の場合は、既被表彰の年数を生かして計算する。

記念品

- * 1年間出席率100%以上の者(メーキャップを含む。以下同じ)
 - ・・・RISロータリーバッジ(又は出席委員会の選定したこれと相当額の記念品。以下同じ)
- * 5年間出席率100%以上の者・・・RILビー入りロータリーバッジ
- * 10年間出席率100%以上の者・・・RIダイヤ入りロータリーバッジ
- * 15年間出席率100%以上の者・・・記念品贈呈10,000円前後のもの
- * 20年間出席率100%以上の者・・・記念品贈呈15,000円前後のもの
- * 25年間出席率100%以上の者・・・記念品贈呈20,000円前後のもの

附 則

6. この内規の改正は、平成14年4月1日より施行する。
7. この内規の改正は、平成18年7月1日より施行する。
8. この内規の改正は、平成23年7月1日より施行する。
9. この内規の改正は、平成29年7月1日より施行する。